

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱い及び被保険者証等の提示について

標記について、厚生労働省保険局医療課より日本薬剤師会長宛て連絡があったとのことです。

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いに関して、対象者の要件や取扱期間が一部改正されるとともに、平成 23 年 7 月 1 日以降の取り扱いが示されました。平成 23 年 7 月 1 日以降は、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した患者に限り、一部負担金等の支払いが免除されるとのことです。また、保険薬局や保険医療機関においては、現在、一部負担金が猶予されている患者に対して、速やかに保険者へ免除証明書の申請を行うよう周知することが求められています。

なお、被災者に係る被保険者証の提示につきましては、平成 23 年 7 月 1 日以降は、原則として通常通り被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取り扱いとすることが示されました。

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて(その 6)
(6 月診療等分及び 7 月以降の診療等分の取扱い)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払が困難な者の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害者に係る一部負担金等の取扱いについて(その 5)」(平成 23 年 4 月 22 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)により連絡したところであるが、今般、6 月診療等分及び 7 月以降の診療等分について、これを下記のとおり改正するので、関係団体に周知を図るようよろしくお願いしたい。また、周知にあたっては、別添の資料をご活用いただきたい。

(改正力所は下線を引いた部分)

記

1 に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 5 条及び第 5 条の 2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和 58 年厚生省告示第 14 号)第 5 条及び第 5 条の 2 並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 13 条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

3 医療機関における確認等

(1) 平成 23 年 6 月末までの確認の方法等

上記 1 (2) の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が 1 (1) の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先

国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

(2) 平成 23 年 7 月 1 日からの確認の方法等

平成 23 年 7 月 1 日以降は、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を免除すること。

ただし、一部の市町村(5 月中旬以降に連絡予定)に住所を有する、市町村国保又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者は、当面、被保険者証等の提示によりその住所地を確認すれば足り、免除証明書は要しない。

4 その他

(1) 本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その 2)」(平成 23 年 4 月 1 日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の 3 を参照されたい。

(2) 上記 3 (2) のとおり、平成 23 年 7 月 1 日からは免除証明書が必要となるため、各保険医療機関等においては、現在、一部負担金等の支払を猶予している患者に対し、速やかに保険者へ免除証明書の申請を行うよう、周知にご協力いただきたい。

(3) 次に掲げる者は、保険者へ申請することにより、すでに保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金等について保険者から還付を受けることができる。

平成 23 年 6 月末までの間に、上記 1 の要件に該当していたが一部負担金等の支払いを行った者

平成 23 年 7 月以降、保険者による手続きが遅滞している等、免除証明書を医療機関の窓口へ提出しなかったことがやむを得ないと認められる者

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
被保険者証等の提示について

東北地方太平洋沖地震による被災に伴い、被保険者証等を紛失している場合等、被保険者証を保険医療機関等に提示できない場合には、氏名、生年月日等を申し立てることにより、受診できる取扱いとしてきたところ。(別添「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(平成23年3月11日厚生労働省保険局医療課事務連絡))
今般、各保険者において、被保険者証等の再交付が随時行われることを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施及び関係者に対する周知について遺漏なきを期されたい。

記

- 1 平成23年7月1日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとすること。
- 2 このため、各保険医療機関等においては、被保険者証等を紛失等した者に対し、速やかに加入している医療保険の保険者に連絡し、被保険者証等の再交付を受けるよう周知を図られたい。
- 3 各保険医療機関等においては、被災により被保険者証等を紛失した者が、7月1日以降も被保険者証等を提出せずに受診しようとした場合には、その氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所(後日、診療報酬の請求に必要な事項について問い合わせることができるよう、必ず患者の連絡先も確認しておくこと。)の申告を受けた上で受診できることとするが、速やかに被保険者証等の再交付を受けるよう周知するとともに、再交付後、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず当該保険医療機関等に連絡するよう伝えること。

次ページのポスターは、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その6)(6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い)の通知の中で、周知に使用する別添の資料となっています。

本会ホームページに、通知とともに掲載いたしましたのでご利用願います。

医療機関を受診された被災者の方々へ

平成23年7月1日から医療機関の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 医療機関において、保険診療を受ける際には、窓口での保険証(被保険者証)の提示が必要になります。

現在、震災に伴い、被保険者証等を紛失したこと等により、窓口で提示できなくても、氏名、生年月日等を申し出ることにより、保険診療を受けられる取扱いとなっていますが、平成23年7月1日からは、保険診療を受ける際には、被保険者証等の提示が必要になります。

2. 医療機関を受診した際に窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で以下に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方について、平成23年7月1日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

(1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む）であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

※ ただし、被災により免除証明書の交付が困難な一部の市町村の国保又は後期高齢者医療制度の加入者については、当分の間、免除証明書は必要ありません。（具体的な市町村名については、5月中旬以降にお知らせします。）

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

**◎ご加入の医療保険の保険者への
保険証や免除証明書の申請を忘れずに。**